

鹿児島県大学図書館協議会会費の年額に関する細則

第1条 鹿児島県大学図書館協議会会則（以下「協議会会則」という。）第11条 の会費の年額は次のとおりとする。

議決総会年月日	実施年月日	会費年額
昭和56年7月14日	昭和57年4月1日	3,000円
昭和59年4月17日	昭和60年4月1日	4,000円
昭和61年4月17日	昭和62年4月1日	8,000円
平成 2年5月15日	平成 3年4月1日	10,000円
平成 6年5月24日	平成 7年4月1日	15,000円

第2条 この規程の改廃は協議会会則第9条に定める総会の議決による。

附則. この規程は平成8年5月31日から実施する。